

檢疫所業務管理室

〈検疫所業務管理室〉

- 1 検疫業務における水際対応（G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ等に向けて）・・3
- 2 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施・・・・・・・・4

1. 検疫業務における水際対応（G20大阪サミット、ラクビーワールドカップ等に向けて）

（1）国際的に脅威となる感染症への健康監視の的確な実施

従前の経緯

○ 検疫所は、検疫法第18条第2項の規定により感染症の国内侵入を防止するため感染の疑いがある者のうち、停留されない者については当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行うことができるとなっている。

特に中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザについては、現在、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成29年7月7日付け健感発0707第3号健康局結核感染症課長通知）及び「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）における検疫対応について」（平成18年10月17日（平成25年4月26日一部改正）付け健感発第1017001号健康局結核感染症課長通知）に基づき、都道府県等と連携して健康監視を実施することとしている。

第18条（仮検疫済証の交付）

検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症（第2条第2号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。

○ 平成29年度健康監視実績は63件である。

都道府県に対する要請

○ 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。

○ 本年は、G20大阪サミットやラクビーワールドカップ等（別紙参照）があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

（2）感染症患者等の搬送手段の確保

従前の経緯

- 検疫所は、エボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等が発見された場合、検疫所長は隔離・停留のため感染症指定医療機関まで当該疑似症患者等を搬送することとなっている。
- 離島内で発見されたエボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等について、島外の特定または、第1種感染症指定医療機関までの搬送手段の適切な確保が求められているが実施が困難な状況について総務省行政評価局より指摘を受けている。

都道府県等に対する要請

- 離島からのエボラ出血熱など一類感染症の疑似症患者等の搬送手段については、搬送の可能性を含め、消防庁等と協議を行っているところである。
- 本年は、G20大阪サミットやラグビーワールドカップ等があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えている。今後検疫所より都道府県等に対し離島からのエボラ出血熱などの一類感染症疑似症患者等を適切に搬送できるよう相談したいと考えており、ご協力をお願いしたい。

(3) その他

都道府県等に対する要請

- 生存者を乗せた国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した場合、検疫所は、保健所と連携し生存者の健康状態の確認を実施している。近年、漂着事案も多く発生しているため、検疫所に関係機関と直接連絡が取れる体制を構築していただきますようご協力をお願いしたい。
- 今後とも、国籍不明の木造船等が漂着し不法入国した生存者が確認された場合は検疫所と連携し健康状態の確認をお願いしたい。

2. 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施

従前の経緯

- 都道府県等が検疫飛行場以外の地方空港に、国際チャーター便を誘致する場合には、検疫感染症患者等が発見した場合など非常時の体制を整備すること等について関係者と連携し国際チャーター便の検疫対応を行っている。

都道府県等に対する要請

- 今後とも、検疫飛行場以外の地方空港の国際チャーター便の検疫対応については、検疫所は非常時の体制の整備について各都道府県等関係者と連携し、連絡先の確保、検疫感染症等を発見した場合の収容先の医療機関の確保など適切な対応について引き続き、ご協力をお願いしたい。